

## 第3章 自然環境及び地球環境の保全

### 第1節 公害防止計画を進める上での自然環境の保全

自然環境の保全と美しい環境の創造を進めるため、「新兵庫県環境基本計画」に基づく「ひょうごの森・川・海再生プラン」等を推進するとともに、本計画に基づく各種施策の実施や適正かつ合理的な土地利用により、環境の改善を図ることで、緑豊かな環境の創造や生物の多様性の確保、生物の種の保存を実現し、当地域においてより豊かな自然環境の保全に資するものとする。

また、施策の実施に際しては自然環境への影響をできるだけ小さくするように努め、さらに、規模が大きく自然環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に当たっては、環境影響評価制度を適正に運用し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものとする。

#### 1 施策の実施に伴う自然環境への変化を最小限にとどめる配慮

##### (1) 環境配慮指針等に基づく自然環境への配慮

道路、河川、公園等の社会資本の整備に際して、「環境配慮指針」や「環境適応施設計画指針」に基づき、貴重な動植物の保全、地域の生態系の保全、周辺自然環境との調和等について配慮を行う。

また、都市計画法に定める一定規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、同法施行令に基づき、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置を講ずる。

##### (2) 環境影響評価の実施

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施については、国、県、市の各環境影響評価制度により環境影響評価を実施するなど公害の防止や自然環境の保全に適正に配慮がなされるよう、事業者に指導を行う。

#### 2 自然環境に大きな変化をもたらした場合の復元の方法について

埋立の必要性の最小化を図った上でなお、やむを得ず埋め立てる場合は、「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく事業に対する環境影響評価を科学的に実施し、不可避の影響については、できる限り定量的な評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。

なお、土石採取事業の実施に際しては、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく土石採取等遵守基準に基づき、採取等区域の緑化を行う。

### 第2節 公害防止施策の実施を通じた地球環境の保全